

公告 第590号
平成28年2月29日

SCSK健康保険組合
理事長 古森 明

被保険者にかかる標準報酬 および保険料率の決定について

健康保険法第47条の規定による平均標準月額について、下記のとおり公告する。
また、平成28年2月10日開催の第92回組合会において、一般保険料率および介護保険料率が決定したので、併せて公告する。

記

【標準報酬月額について】

- 平成27年9月30日現在平均標準報酬月額
等級 27等級
平均標準報酬月額 410,000円
(平均報酬月額 395,079円)
- 適用年月日 平成28年4月1日

- (注) 1. 任意継続被保険者の保険料の算出基礎である平均標準報酬月額は、毎年9月末の平均標準報酬月額を公告する。
- 保険料は事業主負担分を含めて、任意継続被保険者が全額を納入する。
 - 平成28年4月以降、翌3月までの加入者については、平成27年9月末の平均標準報酬月額、または、資格喪失時の標準報酬月額のいずれか低い月額により保険料を算出する。

【保険料率について】

- 改定後の保険料率 92.00/1000 (現行:92.00/1000)
 - 一般保険料率 90.70/1000 (現行:90.64/1000)

内訳	基本保険料率	56.57/1000 (現行:47.06/1000)
	特定保険料率	34.13/1000 (現行:43.58/1000)

※特定保険料は、一般保険料のうち高齢者医療制度へ拠出するための保険料です。

(2) 調整保険料率 1.30/1000 (現行:1.36/1000)

※調整保険料は、全国健康保険組合間の共助を目的に実施している
事業に充てるための保険料で、毎年度、健康保険組合連合会が料率を
設定します。

2. 介護保険料率 11.4/1000 (現行:11.4/1000)

3. 負担割合 事業主 50%

被保険者 50%

(一般保険料率:46.0/1000、介護保険料率:5.7/1000)

4. 適用時期 平成28年3月1日

※月例給与からの徴収は、3月分保険料(4月支給分)から

※賞与については、平成28年3月1日以降の支給分から

以上